






宿舎浴室開き戸補修工事

件名	宿舎浴室開き戸補修工事		図面番号	1/4
図名	表紙		縮尺	
総務部長	管理課長	営繕班長	施設管理 専門官	企画管財
				
自衛隊熊本病院 総務部 管理課 営繕班			令和7年7月22日	

仕 様 書

1 件 名

宿舎浴室開き戸補修工事

2 総 則

本仕様書は、「宿舎浴室開き戸補修工事」について適用する。

3 場 所

東本町宿舎（自衛隊熊本病院） 熊本県熊本市東本町12-25

4 施工内容

浴室開き戸取替え 20か所

5 一般事項

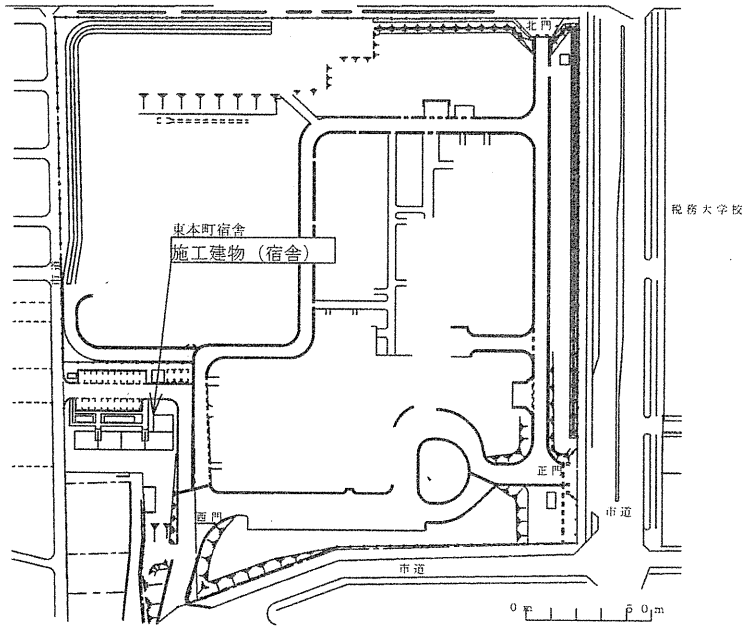
- (1) 本作業は、本仕様書・図面により実施するが、特記なき事項については「公共建築改修工事標準仕様書」（建築・機械・電気工事編）及びメーカーの製品取付説明書による。
- (2) 本仕様書及び図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項についても同様とする。
- (3) 本作業中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意する。
- (4) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本作業に関わると認められた場合は請負者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (5) 作業日時に関する調整等については、熊本病院厚生班宿舎係と調整の上、監督官に報告し了承を得ること。
- (6) 本作業で使用する材料は、全て監督官の検査を受け合格した材料のみ使用する。
- (7) 本作業による発生材について、金属類は所定の調書と共に監督官に引継ぎ、指定する場所（駐屯地内）へ集積する。その他は関係法令に従い請負者の責任において処分すること。
- (8) 本作業の写真を撮影し提出すること。写真はカラーとし、サービス版相当の大きさとする。各箇所の着工前、作業中、作業完了後等の主要工程毎に撮影し、A4版1ページにつき写真3枚ずつに整理すること。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

6 特記事項

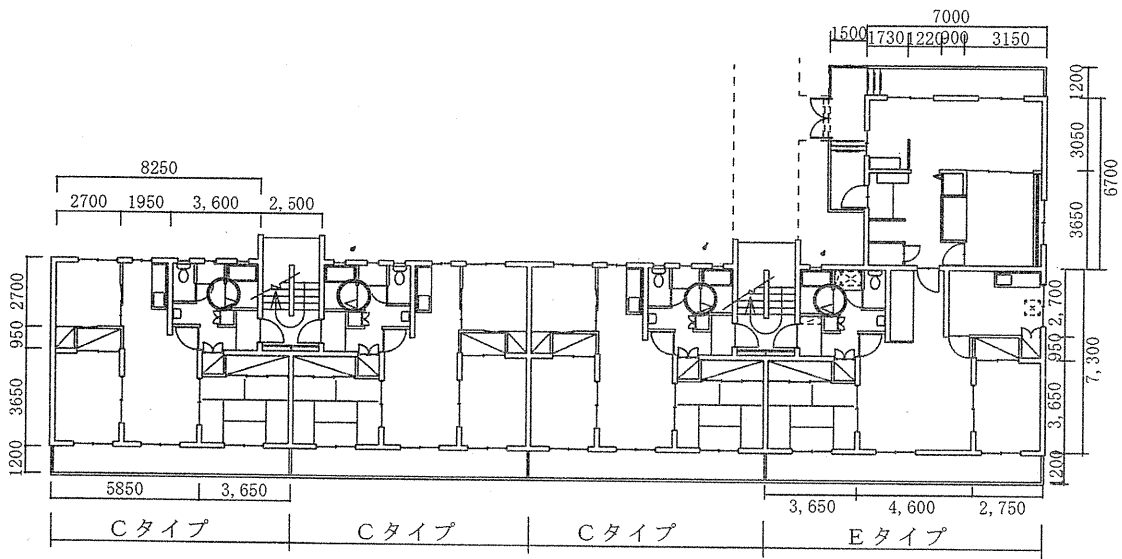
- (1) 原則として施工日は、日祝日を除く平日の午前8時30分から午後4時30分とする。
- (2) 施工しない時間帯は、原則、平日の午後5時から午前8時まで。ただし、別に定める場合はこの限りでない。
- (3) 作業日等については入居者と調整の上、監督官の指示に従い計画すること。

7 提出書類

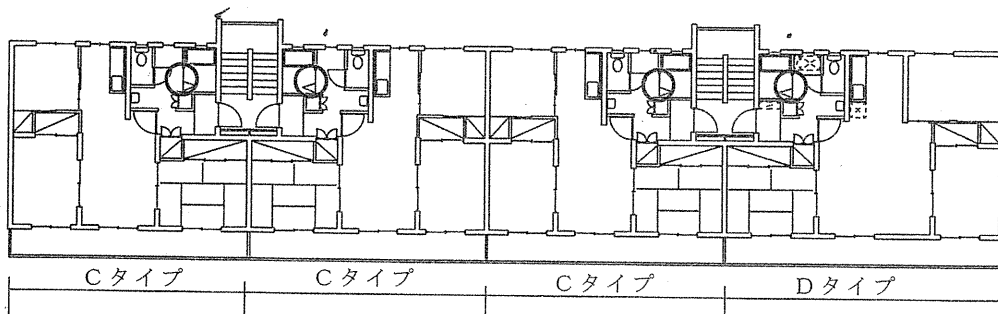
監督官の指示する書類を提出すること。



駐屯地 (宿舎) 配置図 S=NS

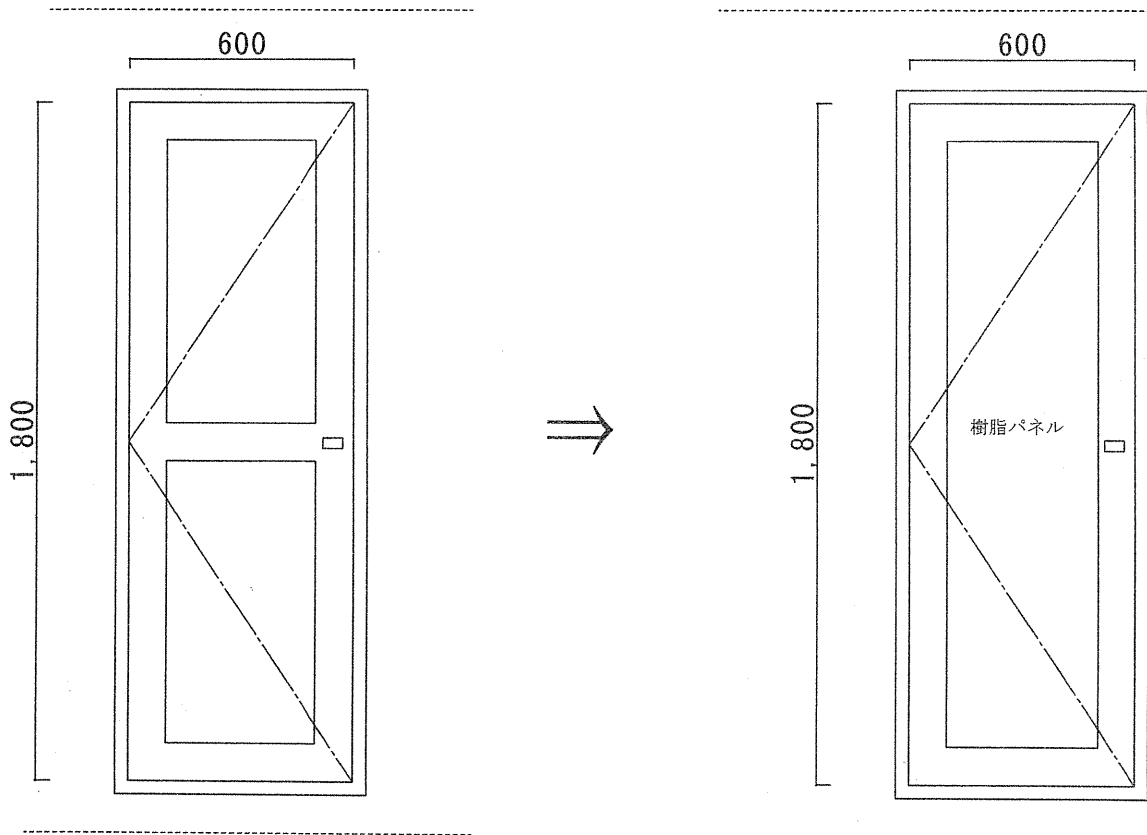


1階平面図



2階～5階平面図

○ = 浴室開き戸取替え場所 20か所



施工前

施工後

浴室ドア標準図 S = N S

施工内容

- ・浴室ドア取替え JX116 BL認定
リシェント浴室開き戸カバー工法 20か所
扉の開き方向は現状合わせ
- ・建具廻りコーキング（防カビ） 20か所
- ・ドアカラー色 シャイングレー
- ・パネル種類：樹脂パネル